

## VI 登別市における障がい者の状況

### 1 身体障がい者の状況

#### (1) 身体障がい者の数

身体障害者手帳所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で187名の減少となっています。

これは単純に身体障がい者が減少したわけではなく、平成22年度からこれまで死亡等により手帳の返還手続きがされていなかった方の台帳整理を実施したことや、人口の減少によるものと考えられます。また、人口に占める身体障害者手帳所持者の割合は、平成14年度以降5%前後で推移しています。

(単位：人)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
手帳所持者数	2,739	2,640	2,542	2,528	2,552
市の人口	52,199	51,892	51,474	50,985	50,613
人口割合(%)	5.25	5.09	4.94	4.96	5.04

※ 「手帳所持者数」は、各年度3月末の身体障害者手帳所持者数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

#### (2) 障がいの種類及び程度

障がいの種類別を平成25年度で見ると、肢体不自由が1,588名(62.2%)で最も多く、次いで内部障がい630名(24.7%)、聴覚・平衡障がい181名(7.1%)、視覚障がい122名(4.7%)、音声・言語等障がい31名(1.2%)の順となっています。障がいの等級は、1級が726名(28.4%)で最も多く、次いで4級が694名(27.2%)、3級が418名(16.4%)、2級が395名(15.5%)、5級が179名(7.0%)、6級が140名(5.5%)の順となっており、重度の障がい者等(障がい等級1・2級)は、全体の43.9%を占めています。

(単位：人)

区分	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	合計
1級	45	4		252	425	726
2級	35	24	※1	328	※7	395
3級	9	26	18	278	87	418
4級	6	54	12	511	111	694
5級	19	3		157		179
6級	8	70		62		140
合計	122	181	31	1,588	630	2,552

※ 斜線は、制度上障がい等級がない箇所。

※ 音声・言語機能咀嚼機能障がいの2級及び内部障がいの2級は、制度上では該当する等級がありませんが、他の障がいと重複すること、かつ同障がいの等級が他の障がいより高い場合、総合等級2級とされる場合があります。

## 2 知的障がい者の状況

### (1) 知的障がい者の数

療育手帳の所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で21名の増加があります。人口に占める療育手帳所持者の割合は、平成19年度から平成24年度までは0.6%台でしたが、平成25年度は0.7%を超えています。

※ 本計画では、療育手帳所持者を「知的障がい者」としています。

(単位：人)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
手帳所持者数	336	327	336	319	357
市の人口	52,199	51,892	51,474	50,985	50,613
人口割合(%)	0.64	0.63	0.65	0.63	0.71

※ 「手帳所持者数」は、各年度3月末の療育手帳所持者数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

### (2) 知的障がいの判定

知的障がいの判定を平成25年度で見ると、最重度・重度(A判定)が141名(39.5%)、中度・軽度(B判定)は216名(60.5%)となっています。



### 3 精神障がい者の状況

#### (1) 精神障がい者の数

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成21年度から平成25年度までの間で19名の減少となっていますが、精神疾患と診断され入院・通院している方は312名の増加となっています。

人口に占める精神障害者保健福祉手帳所持者の割合は0.5%前後で推移していますが、精神障がい者数では3%前後となっています。

※ 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において、『精神障害者』とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」とされているため、本計画では精神障害者保健福祉手帳所持者だけでなく、精神疾患により入院・通院している方を含めて、「精神障がい者の数」としています。

(単位：人)

区分	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
精神障がい者数	1,321	1,644	1,492	1,917	1,633
手帳所持者数	294	251	238	282	275
市の人口	52,199	51,892	51,474	50,985	50,613
人口割合 (障がい者数%)	2.53	3.17	2.90	3.76	3.23
人口割合 (手帳所持者数%)	0.56	0.48	0.46	0.55	0.54

※ 「精神障がい者数」は、各年度12月末時点で入院または通院している人数の合計(手帳所持者含む)

※ 「手帳所持者数」は、各年度3月末の精神障害者保健福祉手帳所持者数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

#### (2) 精神障害者保健福祉手帳の等級

精神障害者保健福祉手帳の等級を平成25年度で見ると、1級が53人(19.3%)、2級が176人(64.0%)、3級は46人(16.7%)となっています。

## 4 難病患者等の状況

### (1) 難病患者等の数

難病等により（対象疾患に罹患し）障がいがある方は、平成24年度が493名、平成25年度が497名となっています。

人口に占める難病患者等の割合は0.9%台で推移しています。

※ 難病患者等とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」をいいます。

(単位：人)

区分	H24年度	H25年度
難病患者等	493	497
市の人口	50,985	50,613
人口割合(%)	0.97	0.98

※ 「難病患者等」は、各年度12月末の人数。

※ 「市の人口」は、各年度3月末の登別市住民基本台帳登録者数。

